

預かり保育無償について

【預かり保育の無償化をご希望される方(保育の必要性の認定が必要です)】

【対象となる児童・金額】

預かり保育月額 11,300 円を上限に無償

- ・ 共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳から5歳児(小学校就学前)までの子どもが対象。
- ・ 利用日数に応じて月額の上限額は変動。【450 円×利用日数】

【申請について】 ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(第2号様式)
②保育の必要性を証明する書類 等<詳しくは下記表を参照ください>
※65 歳未満の世帯員全員分が必要
※就労証明書等が不足する場合はこども未来課まで。
③マイナンバーカード、マイナンバー通知書、本人確認ができる書類(運転免許証など顔写真付きの公的証明書(1点)又は写真無しの公的証明書(2点))

★認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料について

- ・ 0 歳～2 歳児クラス(満 3 歳児を含む)・・・保育料が月 42,000 円まで無償(新 3 号認定)
- ・ 3 歳～5 歳児クラス・・・保育料が月 37,000 円まで無償(新 2 号認定)

※園での預かり保育が(教育時間を含む)平日預かり保育の提供時間数 8 時間未満又は開設日数が 200 日未満である場合のみ該当します。

【保育の必要性を証明する書類】に関する事項

※無償化の対象となるためには、**子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(第2号様式)**と下記**必要添付書類**を提出し、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※保護者及び同居の方が下記の事情により、お子さんを保育できない場合に限ります。なお、住民票上の世帯分離や二世帯住宅等を含め同居所に住民票がある方は同居家族とみなしますので、同居家族のうち65歳未満(保育の実施希望開始日時点の年齢)の方は下記の保育できない事情の証明を受ける必要がありますのでご注意ください。

＜保育の必要性の認定要件と、保育の必要性を確認するための必要添付書類＞

※父母及び18歳以上65歳未満の上記同居家族の方すべての書類が必要です。

保育の必要性の認定要件 * 保育できない事情	保育の必要性の認定要件	必要書類
就労のため (雇用されている)	日常の家事以外の仕事をしている場合 *フルタイムのほか、パートタイム、夜間、 居宅内の労働などを含む *月48時間以上の就労をしていること (週3日以上1日4時間以上)	・勤務証明書 (採用予定者は内定通知等)
就労のため (自営業等)		・勤務証明書 (自営・在宅勤務の方用)
求職活動のため	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む) * 認定期間：求職活動は3ヶ月就 労内定は1ヶ月	・求職中(就学)の保育所申込誓約書 ・求職活動状況報告書
育児休業取得中の 継続利用のため	育児休業取得中に、既に保育を利用している子 がいて継続利用が必要な場合 * 認定期間：産まれたお子さんが1歳を迎える 年度の3月末まで	・育児休暇証明書
妊娠・出産のため	妊娠中であるか、出産後間もない場合 * 認定期間 ・ 出産前：出産予定月を基準に前2ヶ月 ・ 出産後：出産月を基準に後2ヶ月	・母子手帳(コピー) ※出産予定日の確認
就学のため	学校または職業訓練校に在学している場合	・求職中(就学)の保育所申込誓約書 ・在学証明書および授業カリキュラム

保護者が 病気・障がいのため	病気、負傷、心身に障がいがある場合	・診断書、障害状況等申告書、障害 ・者手帳(コピー)等
病気の看護等のため	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合	・診断書、介護・看護状況申告書、障 ・害者手帳(コピー)等
災害復旧のため	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	・罹災証明書等
虐待・DVのため	虐待やDVのおそれがある場合	・ご相談ください
その他	上記に類する状態にある場合	・ご相談ください

【お問い合わせ先】 河合町こども未来課(かがやきの森こども園内)